

事業契約書（案） に関する質問書

令和7年3月7日までに受け付けた質問に対して回答します。

No.	ページ	条又は別紙番号	項	号（ ）	その他	質 問	回 答
001	016	43	1			県による竣工確認通知が行われ、工事目的物の所有権が県に移転された後は、本事業に関する受注者の一切の責任は無くなるということでしょうか。	第44条の契約不適合責任は残ります。
002	017	46	1			要求水準書 第3-3(3)に「ドレーン工法の場合、動態観測を実施すること」とありますが、第44条には「セルフモニタリングを実施し、その結果を記載した報告書を提出する」となっています。これは、ドレーン工法を採用するしないに関わらず、モニタリング（動態観測）を実施するということでしょうか。	第45条及び第46条のモニタリングは、事業そのもののモニタリングを指します。
003	038	別紙4				本件事業地は1工区及び3工区となっていますが、平面図の下に「竣工済み 1工区」と記載されています。これは、1工区の埋立土砂の搬入は完了していて、3工区では完了していない（土砂搬入が残っている）ということでしょうか。	1工区の埋め立て土砂の搬入は完了していますが、地盤改良は終わっていないため、1工区も含めて地盤改良工事を実施します。
004	038	別紙4				3工区の竣工はいつでしょうか。	令和8年度末を予定しています。
005	009	第22条	6			乙が第22条の趣旨に則り、地元関係機関との対応をしたにもかかわらず、竣工予定日が変更になるなどし、増加費用が生じる場合は、「乙が行うべき、又は行った業務以外の事由に起因するもの」に該当するとして、甲の負担になるとの理解でよろしいでしょうか？	質問の事例だけでは判断がつかねます。
006	010	第23条	4			周辺環境に与える影響の調査や対策に不備等があった場合の追加費用は、乙が行うべき、又は行った業務以外の事由に起因するものは甲の負担となっておりますが、乙が善管注意義務を果たしていると認められる費用は、甲の負担になるとの理解でよろしいでしょうか？	土木工事における工事会社には高度な「善管注意義務」が求められることに御留意いただようお願いいたします。
007	015	第41条	1・3			「本件工事に伴い通常避けることができない騒音、振動その他の理由により第三者に発生した損害」について、乙がその損害を賠償しなければならないこととされています。こういった不可抗力を原因とする第三者損害であっても、乙が善良な管理者の注意義務を果たしていた場合は、「乙が行うべき、又は行った業務以外の事由に起因するもの」に該当するとして、甲の負担になるとの理解でよろしいでしょうか？	土木工事における工事会社には高度な「善管注意義務」が求められることに御留意いただようお願いいたします。
008	030	第73条	2			何らかの理由で第三者の知的財産権等を侵害した場合、乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず乙の負担で補償・賠償を行うとなっておりますが、乙の責めに帰すべき事由でなければ、甲の負担になるとの理解でよろしいでしょうか？	条文通りの解釈をお願いします。